○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家三九六四から三九七三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町田頭字中尾九八六の一、九八八、九八九の一（次の図に示す部分に限る。）、九八九の二から九八九の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字鳥海字戸川二一四三二の一、字平古場二二〇二八の一、二二〇三〇の一、二二〇三三の一から二二〇三三の三まで、二二〇三五の一、二二〇三七の一、二二〇四七の四、二二〇四八の一、二二〇五六、二二〇六七の一、二二〇六九、大字宮野字角ヶ倉二二七七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県東松浦郡玄海町大字石田字石久保四一〇の二、四一〇の五、四一一の一、字尊田四二一の三、四二一の四、四三一の三、四三一の四、大字諸浦字宇田原二五一の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字志久字牟田二五七二の二、二五八六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県小城市小城町岩蔵字荒谷六四一〇の八から六四一〇の一三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市西川登町大字神六字野田二八八五一の八、二八九二三の二、二八九二五の一、二八九二九の二、二八九三七の二、字杵島山二九一〇一、二九一〇四、二九一一一、二九一一五、二九一二〇の一、二九一二二の一、二九一二二の二、二九一二八、二九一二九、二九一三一の二、二九一四三、二九一四九、二九一五〇、二九一五二、二九一五四、二九一五五の一、二九一五五の二、二九一五六の一、二九一五六の二、二九一六〇、二九一六一の二、二九一六二、二九一六三の二、二九一六四の一、二九一六四の二、二九一六五から二九一六七まで、二九一七〇から二九一七三まで、二九一七五の一、二九一七五の二、二九一七九の二、二九一八二の一、二九一八八の三、二九一八九の三、二九一九一の一、字川良田二九一九四、二九一九五の二、二九一九六の一、二九一九七の一、二九一九七の二、二九一九八の二、二九一九九の一、二九二〇一の一、二九二〇三、二九二〇四の二、二九二〇五の二、二九二〇六の一、二九二〇六の二、二九二二二の二、二九二二六の二、二九三二二、二九三六二、二九三六三の二、二九三六五、二九三七〇の二、二九三七二、二九三七三、二九四二六、二九四四四、二九四四八、字岳二九四五三の二、二九四五五、二九四五六の一、二九四五八の一、二九四五八の二、二九四五九の一、二九四六〇の一、二九四六〇の四、二九四六二、二九四六四の三、二九四六五の一、